

「日本の社会福祉は これでいいのか(5)」

今後の地域福祉のあり方

社会福祉提言委員会

平成 19 年 11 月からはじめられた厚生労働省の研究会「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」(座長:大橋謙策)から 2008 年 3 月 31 日付けで『地域における「新たな支えあい」を求めて - 住民と行政の協働による新しい福祉』が公表された。

中央と地方の格差が進行する中で、行財政構造改革に伴う地方分権化と民営化の潮流は地域において様々な複雑多様化した生活課題を発生させ、今ほど地域における支えあいが求められている時期はない。このような状況を踏まえて地域での支えあいを構築するためには住民参加と地方自治体との柔軟な協働を提案するこの報告書は真に時宜を得たものといえよう。この報告書では、5 層にわたる重層的な福祉ネットワークを構築し、人口 1 万人の中学校区を単位として、保育所経費を除いて約 40 億円の保健医療・福祉・介護の社会資源、全国では約 4 兆円、を投入しているモデル図を示している。これまでの縦割りの属性別予算構成から、地域に着目した横割りの面的な地域福祉型予算構成とも読みとれ、今後、基礎自治体における地域福祉型予算に組み替えることの必要性を示唆しているかのようである。この報告書で重要なことは、「この支えあいのシステム」を 誰が、どこで、どのように推進するかについての記述であるが、必ずしも明確ではない。

報告書の中ではコーディネーターの必要性がうたわれ、サービスの調整役とし描かれているが、孤立する家族や当事者に寄り添いながら個別的問題の解決に向けて自立支援を図ることをはじめとして、地域づくりや住民間の課題の調整役、サービスや制度間の調整、さらには社会環境の改善も含めてよりクリエイティブな専門家としての役割を期待すべきである。このコーディネーターは、地方自治体、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体(NPOを含む。)、民間福祉団体等にも配置が必要である。さらに重要なことは、このシステムのキーステーションはどこかである。本会としては、基礎自治体を中核拠点として、多元的な機関や団体をネットワークし、地域包括支援センターをはじめ各種相談機関を統合したソーシャルワークセンター(仮称)の設置を提唱したい。この運

営実践主体は、基礎自治体をはじめとして、市町村社会福祉協議会、公益法人など多面的に検討されてよいだろう。このため、現行の1951年に設置された福祉事務所制度を抜本的に見直す必要がある。そしてこのセンター構想は、住民参画を前提として、基本自治条例に基づき公私の地域福祉計画、地域福祉活動計画を統合し、総合的に運営・経営・進行管理されることが重要である。既に全国には先駆的な地域の実践が多様に存在しており、これらの実践を発掘し、総括しながらサービスの実施主体に、NPO活動や各種のボランティア活動、自治会・町内会、コミュニティ協議会に加えて、地方自治法の改正による「地域自治組織」なども活用されるべきである。

重要なのは財源であるが、上述した制度上の財源を地域福祉型予算の組み替える他、新たな寄付文化の振興が重要である。中でも共同募金は提案のように現在の都道府県共同募金会に集めて配分する方式を改善し、市町村共同募金会をつくり自らで集め、配分できる仕組みが急務である。1967年の共同募金会に関する行政管理庁による勧告は、人件費の使用を禁止したが、税や社会保険料はモノ、カネ、ヒト等に使用されており、あらためて公金使用の原則を再確認するべきである。パターンリズムとしての中途半端な禁止は、地道な地域の取り組みをむしろ遠ざけるものとなり、人々の関心を引きつけにくくなり、民間活力を奪ってきたといっても過言ではない。したがって企業をはじめ各種寄付文化の抜本的振興や税制改革により地方自治体への自治財源の委譲が重要である。

